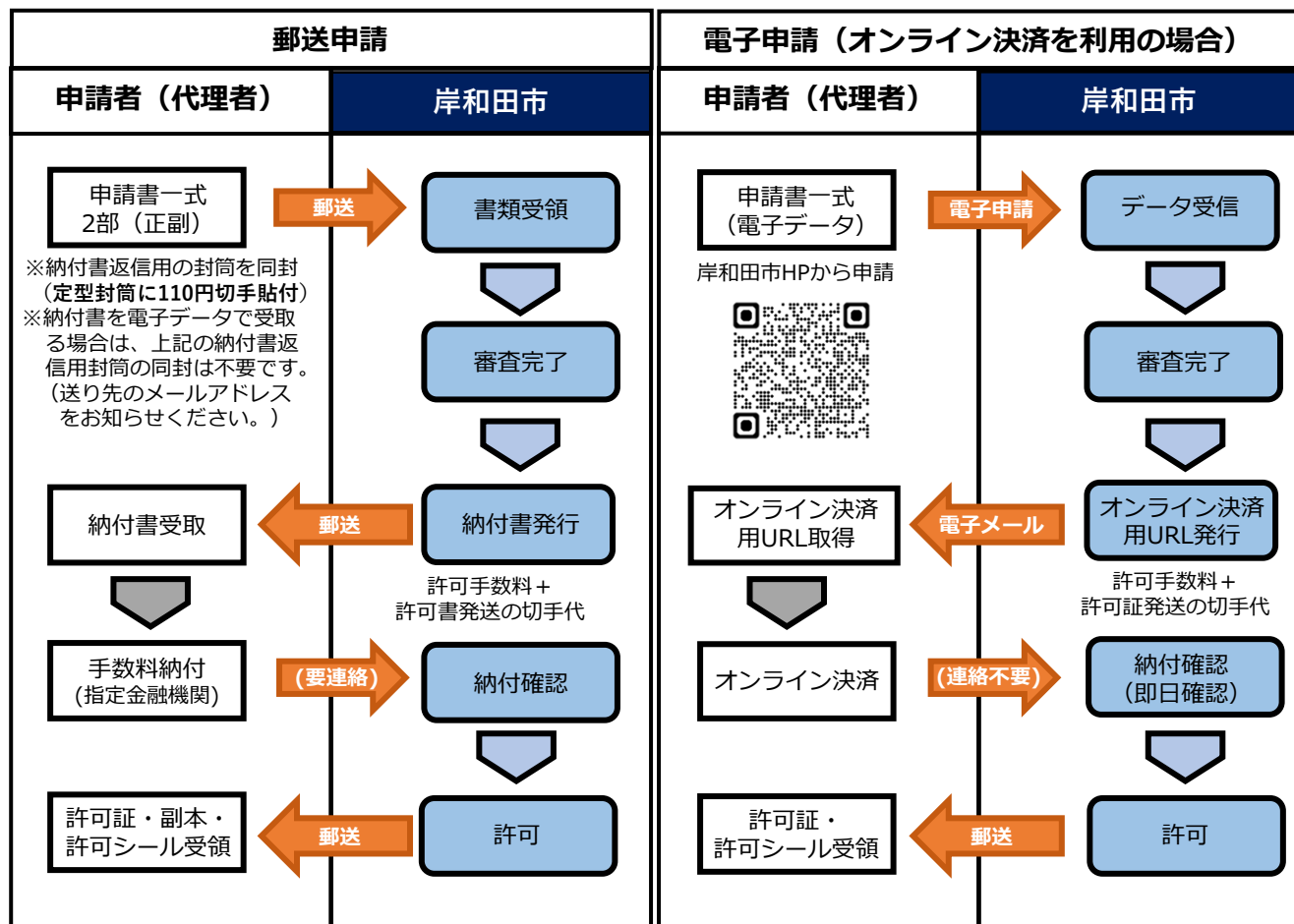


屋外広告物許可申請の手続きについて

岸和田市 まちづくり推進部 都市計画課

屋外広告物許可申請は、窓口のほか、
郵送や電子（オンライン）申請も可能です。

郵送・電子申請等のながれ・手数料の納付方法



【郵送申請について】

- 宛先は「〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号 岸和田市まちづくり推進部都市計画課」
- 納付書を電子データで受取る（電子メール受信）場合は、納付書返信用の封筒の同封は不要です。
- 手数料納付完了の連絡（FAX：072-423-3347や電子メール：tokei@city.kishiwada.osaka.jpへ納入済の写しを送信）をお願いします。連絡が無い場合、納付の確認に10日程度要するため、許可日が遅くなります。許可期限が近付いている場合はご注意ください。

【電子申請について】

- 申請サイトのURLは、上記QRコードもしくは「岸和田市屋外広告物許可申請」で検索ください。
- 電子申請の場合は正本・副本ともに提出されたものとみなします。なお、副本は返送しません。（許可書・許可証シールのみ郵送。作成した電子データを副本として必要に応じて保存ください。）
- オンライン決済は、クレジットカード決済（対応ブランドは、Visa、Mastercard、American Express、Jcb、Diners Club）及びペイペイ決済利用可能です。なお、領収書は発行されません。
- 許可手数料の支払方法として、オンライン決済のほか、納付書払いも選択できます。納付書払いを選択した場合は、審査完了後、納付書の電子データを担当者宛に送信しますので、印刷し指定金融機関で納付ください。納付後は郵送申請と同様に納付完了の連絡をお願いします。